

議案第 8 号

加西市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための
固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について

加西市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための固定資産税
の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

平成 26 年 2 月 25 日提出

加西市長 西 村 和 平

加西市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための
固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

加西市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための固定資産税
の課税免除に関する条例（平成 21 年加西市条例第 35 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「平成 25 年 3 月 31 日までの間」を「起算して 5 年以内」に改める。

附則第 2 項を削り、附則第 1 項の見出し及び項番号を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(審議資料)

産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税免除を平成 26 年 4 月 1 日以降も継続し、市内への企業進出や既存企業の事業拡張を促進し産業の活性化を図ろうとするもの。